

令和6年度PTA本部役員・生駒市PTA協議会役員(市P役員)選出について

平素はPTA活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて表題の通り、令和6年度の本部役員を選出する時期となりました。今年度は生駒市PTA協議会役員(市P役員)の選出もいたします。本部役員、市P役員の主な活動内容や選出基準を各ご家庭でご参照いただき、多くの方に立候補して頂きますようお願いいたします。

記

	役職	人数	任期
PTA本部役員	会長	1名	1年
	副会長	3名(内副2名・外副1名)	
	書記	2名	
	会計	1名	
	会計監査	1名	2年(2年目は会計監査委員)
	補欠*	2名	令和6年9月末まで
生駒市 PTA協議会	市P役員	1名	2年

*本部役員選出基準【3】補欠の選出方法をご参照ください。

【立候補届の注意事項】

立候補届の提出期限は、9月8日(金)です。

立候補された方には、9月13日(水)までに選考委員会より書面にてご連絡いたします。通知のない場合には、お手数ですが9月15日(金)までに学校までご連絡ください。立候補者が多数いらっしゃった場合には、9月19日(火)に抽選会を開催する予定です。

会計監査、市P役員につきましては、2年任期の為、現4年生以下にお子様がいらっしゃる方を選出対象としています。ただし、現5年生、現6年生のお子様がいらっしゃる方でも、本校へ入学予定の弟妹がいるなど、任期中にいずれかのお子様が本校に在籍するならば立候補は可能です。

【立候補にて決定しなかった場合】

立候補にて決定しなかった場合は、やむを得ず抽選にて決定することになりますのでご了承ください。その場合は、本部役員は5年生(新6年生)のPTA役員未経験の方々、市P役員は4年生(新5年生)のPTA役員未経験の方々が抽選対象者となりますので、重ねてご承知おき願います。

※今回の役員選出につきましては、諸般の事情によりスケジュールが変更になる場合がありますのでご了承ください。

PTA本部役員の主な活動内容

会長	・PTA 役員会、評議委員会の議長 ・生駒市 PTA 協議会への出席および専門部活動 ・学校行事での保護者代表としての活動 ほか
副会長（内）	・PTA 役員会、評議委員会での司会進行 ・各専門部からの連絡窓口及び伝達 ほか
副会長（外）	・生駒市 PTA 協議会への出席および専門部活動 ・研修会、講習会の連絡伝達及び出席 ・次期 PTA 総会での司会進行 ほか
書記	・PTA 便りの発行 ・本部発行の書類作成・印刷・配布 ほか
会計	・収支計算、管理及び収支表の作成 ・学期末監査、来年度予算編成 ほか
会計監査（2 年任期）	・会計監査、来年度予算編成、会計の補佐、名簿管理 ほか

◆本部全体の活動◆

PTA 総会、役員会、評議委員会（拡大含む）、人権教育講演会、市 P など各種講演会への参加、あすか野小学校卒業式、入学式など各種行事の準備 など

※その年により急な活動が入る場合があります、表記の限りではありません。

生駒市 PTA 協議会役員（市 P 役員）について

生駒市 P T A 協議会とは

生駒市 PTA 協議会は、生駒市の子どもたちの幸せを守り、健全な育成に努めることを目的とし、1971年に設立しました。

現在、市内の幼稚園・こども園8園、小学校11校、中学校7校、小中一貫校1校、計27校園の P T A ・育友会で構成されています。

今年度選出される役員について

令和6年度、7年度共に、市 P 役員として、下記【1】、【2】（1）の行事や活動の一部を担当することになります。（【2】（2）活動実行委員長 や（3）市 P 会長 を担当する予定はございません。）

市 P 会長、活動実行委員長は各中学校区のローテーションによる輪番制で各 P T A ・育友会より選出されます。あすか野小学校は上中学校区に属します。（上中学校区は、令和4年度に活動事業担当校区、令和5年度に市 P 会長担当校区をそれぞれ担当しています。）

【1】生駒市 PTA 協議会の主な行事

（1）活動事業 10月または、11月開催

主に市内の幼稚園児、こども園児、小学生、中学生、及び、その保護者を対象としたイベントを企画立案する事業です。

担当中学校区で活動事業の内容、計画、準備を行います。担当中学校区は輪番制で、活動実行委員長を選出し、事業内容決定、役割分担等事業計画を元に事業(イベント)を運営します。イベント当日は担当中学校区以外の市 P 役員も含め全員で運営、サポートを行います。

＊令和2年度、3年度はコロナ禍で屋外での活動を自粛しましたが、令和4年度より再開しています。

○過去の開催例

- ・消防団を依頼し車両展示、消火訓練等を実施
- ・バドミントンやバレーボール等の大会実施
- ・様々なスポーツの体験会 など

（2）市 P T A 研究大会 2月開催

通常、全体会と分科会の2部構成で、全体会では大会テーマに沿った演題で講師を迎えて講演会を行い、分科会では校種別毎にテーマを決め、校種別部会で議論した内容を取りまとめ、発表やディスカッション、パネル展示等、様々な方法で共有を行います。研究大会当日は市 P 役員全員で運営、サポートを行います。

【2】生駒市 PTA 協議会役員の活動内容

（1）市 P 役員

●定例会議

年間9回の会議が開催されます。通常、土曜日の12時から役員会、13時半～17時まで各会議が行われます。また、状況に応じて会議の回数が増減することもあります。

市内の各施設の会議室で、対面で開催されています。

○役員会

市PTAの運営に関する事、理事会で検討する議案、その他必要事項を審議する会議で、市P役員（会長、副会長、書記、会計、会計監査、活動実行委員長、顧問）が参加します。各役員は、幼稚園、小・中学校PTA、育友会から推薦された方が選出され、会長、活動実行委員長は輪番により、当該中学校区から選出されます。

○理事会

幼稚園、小・中学校PTA、育友会から、市PTA担当者(理事)が参加します。会議では、会員の皆様への連絡事項や配布資料、その説明を行い、幼稚園、小・中学校PTA、育友会へ持ち帰り、説明や資料の配布を行います。市P役員はこの理事会の運営とサポートを行います。

○校種別部会

主に理事会の理事が幼稚園/こども園、小・中学校に分かれて参加します。校種別に問題点、困り事を持ち寄り、テーマを決めて協議、調査、検討し、結果を市PTA研究大会で取りまとめ、発表、報告を行います。市P役員はこの部会の運営をサポートします。

○校区別部会

主に理事会の理事が中学校区別に分かれて参加します。中学校区単位で、校区内の情報を共有し、次年度の市PTA役員の選出方法等の協議、検討を行います。市P役員はこの部会の運営をサポートします。

○活動実行委員会

活動実行委員担当中学校区が中心に、当該中学校区において親子で参加できるイベント等を計画し、開催します。

○常任理事会

輪番によるそれぞれの担当委員会へ参加し、下記の活動内容にそって協議、検討します。

- ・総務委員会…会長担当校区が本会の組織運営について話し合います。
- ・広報委員会…広報紙「シッピー」を年2回発行します。
- ・教育問題委員会…市PTA研究大会における記念講演の講師選定や準備、開催協力を行います。
- ・進路対策委員会…状況に応じて、幼児、児童、生徒の進路に関する調査、アンケートを実施し結果を取りまとめます。

●他団体主催の委員会や会合への参加

奈良県PTA協議会の各種委員会や、生駒市、及び、各団体が主催となって行う委員会や会合に、市P構成員として参加します。

（2）活動実行委員長

市P役員として活動すると共に、活動実行委員会の委員長として、活動事業の企画立案並びに事業運営を総括します。

（3）市P会長

市Pを代表して協議会を運営すると共に、対外活動を行います。

生駒市 PTA 協議会 <https://www.ikomapta.com>

PTA 本部役員 選出基準

【1】PTA 本部役員の規定数

- * 会長 1 名、内副会長 2 名、外副会長 1 名、書記 2 名、会計 1 名、会計監査 1 名を選出する。さらに、本部補欠を 2 名選出する。
- * 会計監査のみ 2 年任期であり、2 年目は会計監査委員を務める。
- * 市 PTA 協議会役員（市 P 役員）は必要年度に必要な人員を選出する。
- * 顧問は、学校長・会長経験者・学識経験者より会長が委嘱する。

【2】PTA 本部役員の選出方法

- * 立候補を第一とする。立候補者多数の場合は抽選により決定する。
- * 立候補、推薦等で決定できない場合は、現 5 年生（新 6 年生）の免除対象者を除いた方の中から抽選にて選出する。
- * 会長を含む役員就任に性別の規定は設けない。

【3】補欠の選出方法

- * 補欠は、立候補者抽選会で落選された方の中から希望者を募る。多数の場合は抽選、人数が満たなければ現 5 年生（新 6 年生）の免除対象者を除いた方の中から抽選にて選出する。
 - 本部補欠に選出された人は、学年委員・専門委員（生安委員を除く）・卒業準備委員（6 年生のみ）選出の対象であり、免除対象とはならない。
 - 本部補欠の有効期間は 9 月末までとする。

【4】PTA 本部役員に欠員が出た場合の対応（補欠の繰り上がり）

- * 解任の理由は、転校、委員の継続が不可能と認められる病気等、本部役員会で認められたものとする。
- * 会長が解任された場合、内副会長または外副会長が会長を務め、空いた副会長の役職に本部補欠が当たる。
- * 会長以外の本部役員が解任された場合、空いた役職に本部補欠が当たる。
- * 本部に昇格した本部補欠の人が委員に就いていた場合は以下の繰り上がり方法とする。
 - 学年委員であった場合、昇格した本部補欠の学年の補欠の中から話し合いまたは抽選で選出する。昇格した本部補欠が所属していた実行委員会へ当たる。
 - 専門委員（広報・選考・運動会）であった場合、昇格した本部補欠の学年の補欠の中から話し合いまたは抽選で選出する。
 - 専門委員会や実行委員会の役職にあたっていた場合、委員の補欠繰り上がりに準ずる。
 - 卒業準備委員（6 年生のみ）であった場合、昇格した本部補欠と同学級の委員補欠が卒業準備委員に繰り上がる。
- * 繰り上がりの必要性は本部委員会にて任期期間中の仕事の残量を考慮した上で判断し、繰り上がりが必要な場合は選考委員会へ連絡する。

【5】PTA 本部役員の免除対象者

- ◆PTA 本部役員を経験した人（経験は家族単位とする。）
- ◆市 PTA 協議会役員を経験した人（上中学校において同役員を 2 年経験した人も含む。経験は家族単位とする。）
- ◆以下の委員長を経験した人（経験は家族単位とする。）

選考委員長、生安委員長、運動会委員長
平成 22 年度以前の副生安委員長
平成 24 年度以前の文化委員長・厚生委員長
平成 25 年～令和 4 年度までのベルマーク長
令和 4 年度以前の広報委員長
- ◆当該児童に対し、以下の PTA 委員を経験した人

広報委員、選考委員、生安委員、運動会委員、学年委員（令和 5 年度以降広報委員、ベルマーク長は学年委員に含まれる）
- ◆当該年度の幼稚園、中学校の PTA 本部役員に内定している人
- ◆当該年度の幼稚園、中学校の地区委員長に内定している人
- ◆当該年度の学童保育の会長、地域子ども会の会長・副会長、自治会の会長・副会長・部長に内定している人
- ◆当該年度の 4 月 2 日現在、未就学児がいる人
- ◆父子家庭、母子家庭などの一人親家庭 [注 1]
- ◆本人もしくはお子様の中に身体の不自由な方がいる人
- ◆特別支援学級に入級している児童、もしくは入級していた卒業生のお子様がいる人
- ◆外国出身のため日本語での意思疎通に困難を感じている人
- ◆その他、選考委員会が免除対象とした人

[注 1] 単身赴任中は含まない。

※以上の基準は、本人立候補による再選には適用しない。また、選出対象者がいない場合は再選されるときがある。

【6】PTA 本部役員経験による今後の免除要項

- *本部役員を経験した人は、今後、兄弟児童においてあすか野小学校でのすべての役員・委員が免除される。
また、今後、兄弟児童において係活動も免除される。
- *市 P 役員（2 年任期）または市 P 会長を務めたものは、今後、兄弟児童において上中学校校区（上中学校、あすか野小学校、真弓小学校、あすか野幼稚園）でのすべての役員・委員が免除される。

※以上の基準は、本人立候補による再選には適用しない。また、選出対象者がいない場合は再選されるときがある。

生駒市 PTA 協議会役員(市 P 役員)選出基準

【1】市 P 役員の規定数

*必要年度に必要な人数を選出する。

【2】市 P 役員の選出方法

*立候補を第一とする。

2 年任期の役職のため、選出対象である現 1 ～ 4 年生の保護者より立候補を募り、立候補者多数の場合は抽選により決定する。

*立候補、推薦等で決定できない場合は、現 4 年生（新 5 年生）の免除対象者を除いた方の中から抽選にて選出する。

*現 5 年生、現 6 年生の保護者の方は、令和 6 年度にあすか野小学校へ入学予定のお子様がいらっしゃる場合、立候補対象者となる。

*役員就任に性別の規定は設けない。

（注）活実委員長、および市 P 役員については、役職就任期間中は兄弟いずれかの児童があすか野小学校に在籍していることが必須である。

（注）市 P 会長については、市 P 役員・市 P 会長に就任している年度は兄弟いずれかの児童があすか野小学校に在籍していることが必須である。

（顧問・相談役の年度においてはあすか野小学校に在籍している必要はない）

*活実委員長＝活動実行委員長

*市 P 役員＝市 PTA 協議会役員

*市 P 会長＝市 PTA 協議会会長

- PTA 本部役員の選出と同時に、市 PTA 協議会役員も選出するものとするが、選出に時間を要することが予想される場合は選出時期を早めることができる。

【3】市 P 役員の免除対象者

※本部役員選出の免除対象者と同じです。

- ◆PTA 本部役員を経験した人（経験は家族単位とする。）
- ◆市 PTA 協議会役員を経験した人（上中学校において同役員を 2 年経験した人も含む。経験は家族単位とする。）
- ◆以下の委員長を経験した人（経験は家族単位とする。）

選考委員長、生安委員長、運動会委員長
平成 22 年度以前の副生安委員長
平成 24 年度以前の文化委員長・厚生委員長
平成 25 年～令和 4 年度までのベルマーク長
令和 4 年度以前の広報委員長
- ◆当該児童に対し、以下の PTA 委員を経験した人

広報委員、選考委員、生安委員、運動会委員、学年委員（令和 5 年度以降広報委員、ベルマーク長は学年委員に含まれる）
- ◆当該年度の幼稚園、中学校の PTA 本部役員に内定している人
- ◆当該年度の幼稚園、中学校の地区委員長に内定している人
- ◆当該年度の学童保育の会長、地域子ども会の会長・副会長、自治会の会長・副会長・部長に内定している人
- ◆当該年度の 4 月 2 日現在、未就学児がいる人
- ◆父子家庭、母子家庭などの一人親家庭 [注 1]
- ◆本人もしくはお子様の中に身体の不自由な方がいる人
- ◆特別支援学級に入級している児童、もしくは入級していた卒業生のお子様がいる人
- ◆外国出身のため日本語での意思疎通に困難を感じている人
- ◆その他、選考委員会が免除対象とした人

[注 1] 単身赴任中は含まない。

※以上の基準は、本人立候補による再選には適用しない。また、選出対象者がいない場合は再選されるときがある。

【4】市 P 役員経験による今後の免除要項

※市 P 役員（2 年任期）または市 P 会長を務めたものは、今後、兄弟児童において上中学校区（上中学校、あすか野小学校、真弓小学校、あすか野幼稚園）でのすべての役員・委員が免除される。

※以上の基準は、本人立候補による再選には適用しない。また、選出対象者がいない場合は再選されるときがある。

※令和 6 年度以降の市 P 役員選出基準については、PTA 本部役員・選考委員会で再度検討し、その結果変更もあり得るものとする。